

令和元年12月12日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和元年第12回）議事録

1. 開催日時 令和元年12月12日（木曜日）午後2時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（20名）

2番 熊谷正博	15番 小松幸夫
3番 遠藤幸男	16番 大場弥吉
5番 富樫公一	17番 佐藤喜勝
7番 庄司和夫	18番 岡部五一郎
8番 佐藤崇	19番 古関幸子
9番 畑山留美子	20番 佐々木純一
10番 佐々木亨	21番 齋藤誠
12番 大瀧浪雄	22番 佐々木知榮
13番 佐藤秀孝	23番 佐藤和子
14番 小野眞一	24番 佐藤系悦

4. 欠席した委員（3名）

4番 眞坂平通  
6番 石井勲  
11番 佐藤俊和

5. 議事日程第1号 令和元年12月12日 午後2時30分

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 議案第102号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件

第6. 議案第103号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第104号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第105号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件

第9. 議案第106号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件

第10. 議案第107号 農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議の要請について

第11. 議案第108号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件

第12. 議案第109号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第13. 議案第110号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第14. 議案第111号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

第15. 議案第112号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第16. 議案第113号 由利本荘市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀、	次長	柳田保、
農地班長	小松和則、	主査	釜台勇樹、

主 査	鎌 田 美奈子、	主事(矢島庶務班)	村 上 崇 敬、
主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩、	主査(由利庶務班)	加 川 長 太、
主事(大内庶務班)	池 田 卓 也、	主事(東由利庶務班)	高 橋 直 希、
主事(西目庶務班)	高 橋 菜 摘、	主任(鳥海庶務班)	櫻 井 浩 規

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

13番 佐 藤 秀 孝

15番 小 松 幸 夫

10. 会議の概要

○議長

これより、令和元年11月27日公示招集されました、令和元年第12回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中20名であります。

4番・眞坂平通委員、6番・石井勲委員、11番・佐藤俊和委員より欠席の届出があります。出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。本日の提出案件は、議案第102号から議案第113号までの計12件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、13番・佐藤秀孝委員、15番・小松幸夫委員の兩名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

(案件を朗読して説明する)

○議長

日程第5、議案第102号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、

事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は経営移譲又は農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第102号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第102号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第102号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第103号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・由利・大内）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望又は贈与である旨述べ、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであることを補足する）

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。よろしく願いいたします。

○議長

議案第103号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第103号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第103号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第104号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましては、5番・富樫公一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【富樫公一委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第104号1番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は5年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第104号1番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第104号1番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第104号1番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【富樫公一委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第104号2番から3番までにつきましては、12番・大瀧浪雄委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第104号2番から3番までにつきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は1年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第104号2番から3番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。

ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第104号2番から3番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第104号2番から3番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【大瀧浪雄委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第104号4番につきましては、20番・佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第104号4番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は5年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第104号4番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第104号4番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第104号4番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木純一委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第104号5番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の再設定、期間は5年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第104号5番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第104号5番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第104号5番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第104号6番につきましては、21番・齋藤誠委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【齋藤誠委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第104号6番につきまして、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（西目）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、使用貸借権の再設定、期間は5年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第104号6番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第104号6番は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第104号6番は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【齋藤誠委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第104号7番から556番までにつきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海）

（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、貸借権又は使用貸借権の新規又は再設定、期間は1年又は2年又は3年又は4年又は5年又は6年又は7年又は8年又は10年である旨述べ説明する）

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております。よろしくお願いたします。

○議長

議案第104号7番から556番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【7番手を挙げる】

○議長

7番・庄司和夫委員。

○7番（庄司和夫委員）

本荘115番の設定をする者は本日の新聞で死亡が報じられていました。この取扱いはどのようにになりますか。

○議長

事務局。

○事務局

設定する者が亡くなったということですが、出し手が死亡した場合の利用権は相続人がその権利を相続することとされています。

○議長

7番いかがですか。

【7番手を挙げる】

○議長

7番・庄司和夫委員。

○7番（庄司和夫委員）

亡くなったことを知った上でこのまま審議するのかということです。

○議長

事務局。

○事務局

私も新聞の死亡欄でこの方のお名前を見ました。過去にも、総会までの間に申請者がお亡くなりになった事案がありましたが、その際に対処方法を県に尋ねたところ、相続人が決まった後に、相続人と設定を受ける者との間で利用権を設定することで問題ないと助言をいただいています。今日段階では事務局としても申請者が死亡したことに気付かなかったので、どなたが相続人になるか確認できていませんが、利用権を設定するに当たっては相続人が決まり次第に、相続人と受け手との間で利用権を設定することといたします。

○議長

暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長



会議を再開いたします。  
7 番いかがですか、他にございませんか。  
【13 番手を挙げる】

○議長  
13 番・佐藤秀孝委員。

○13 番（佐藤秀孝委員）  
鳥海 26 についてですが、設定をする者の住所が鳥川字下鳥川と表示されていますが、鳥海にはこういう住所はないと思います。確認してください。

○議長  
暫時休憩いたします。  
【休憩】

○議長  
会議を再開いたします。事務局。

○事務局  
ただいま台帳と照合したところ、設定する者の住所は鳥川字下鳥川ではなく鳥川字下鳥川が正しいことを確認しましたので、口頭で訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長  
13 番いかがですか、他にございませんか。  
【「なし」の声あり】  
ご質問・ご意見ないものと認めます。  
お諮りいたします。議案第 104 号 7 番から 556 番までは、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。  
【挙手多数】  
挙手多数であります。  
よって、議案第 104 号 7 番から 556 番までは、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長  
日程第 8、議案第 105 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘・矢島）  
（地域ごとに、議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の移転、期間は 2 年又は 6 年である旨述べ説明する）

○議長  
ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局  
ただいま説明いたしました計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしております。よろしくお願いたします。

○議長

議案第105号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第105号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第105号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第106号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、農業公社を介する案件である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第106号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第106号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第106号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第107号「農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議の要請について」を議題とし、農業経営基盤強化促進法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

本案件につきましては、農地所有者から農業委員会に対して農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき農地の所有権移転にかかるあっせんの申し出があったものであり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農業公社による買入れが特に必要であると認められるため、同法第16条第1項に基づき、市長に対して、農業公社との買入協議を行う旨を通知するよう要請したいものです。

なお、この買入協議が成立した場合には、令和2年1月総会で農業公社への所有権移転をお諮りする予定です。

○議長

議案第107号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【22番手を挙げる】

○議長

22番・佐々木知榮委員。

○22番（佐々木知榮委員）

申請人がこの田んぼを買いたいということでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

申請人が所有している記載の農地を売りたいということです。

○議長

22番いかがですか。

【22番手を挙げる】

○議長

22番・佐々木知榮委員。

○22番（佐々木知榮委員）

連番の地番ですからまとまった農地だと思いますが、周辺には買う方がいないので農業公社に協議するということでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

農業公社を通した通常の売買では譲渡所得税が800万円まで控除されますが、買入協議する場合は1500万円までの特別控除を受けることができます。本件の場合は面積も大きくて売買金額も高額になるため、農業公社を介して買入金額やその他の条件などについて買入予定者との協議をするために、市長に対して要請して良いかどうかを判断をお願いするものです。

○議長

22番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第107号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第107号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第108号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）の作成の件」を議題とし、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、賃借権の新規、期間は10年である旨述べ、「こちらの計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各号を満たしております」と説明する）

○議長

議案第108号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第108号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第108号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に送付することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第109号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

62ページをご覧ください。申請地は由利組合総合病院から東へ約300mに位置します。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は申請地周辺において携帯電話無線中継施設を設置するにあたり、作業ヤードの適地として選定しました。

63ページの配置図をご覧ください。クレーン車等による作業のための工事敷地となっております。農地への復元については、敷鉄板、仮設トイレ等の資材撤去の上、農地として利用できるよう復元する計画です。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

次に、議案第109号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

64ページをご覧ください。申請地は石沢コミュニティ防災センターから北西へ約140mに位置します。農地区分は農用地区域内農地です。

申請地は農用地区域農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか検討した結果、携帯電話無線中継施設を設置するための仮設工事敷地を確保するものであり、工事期間中の一時利用はやむを得ないものと判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は申請地周辺において携帯電話無線中継施設を設置するにあたり、作業ヤードの適地として選定されました。

65ページの配置図をご覧ください。クレーン車等による作業のための工事敷地となっております。農地への復元については、敷鉄板、仮設トイレ等の資材撤去の上、農地として利用できるよう復元する計画です。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。

申請地は、立地基準上は農用地区域内農地に区分され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に

支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

次に、議案第109号3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

66ページをご覧ください。申請地は県立由利工業高校から東へ約730mに位置し、農地区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在アパートに居住していますが、このたび祖父所有である申請地を借受け、自己所有の住宅を新築するため適地として選定されました。資金計画については自己資金及び借入資金です。これは残高証明書及び融資審査書類で確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第109号1番から3番までの説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番・岡部五一郎委員。

○18番（岡部五一郎委員）

去る12月5日午前9時より、私と伊藤一正委員、事務局の小松班長、釜台主査の4人で議案第109号の1番から3番までの現地調査を行ってきました。

議案第109号の1について報告いたします。63ページの配置図をご覧ください。

申請地の西側は市道に隣接し、北側を宅地、南側が農地、東側を道路に囲まれた農地となっております。被害防除計画では用地造成は行わず、汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

続いて、議案第109号の2について報告します。65ページの配置図をご覧ください。

申請地の北側は国道に隣接しており、南側が農地、東側は水路、西側が宅地となっております。被害防除計画では用地造成は行わず、汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然浸透します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

続いて、議案第109号の3について報告します。67ページの配置図をご覧ください。

申請地の東側・西側は宅地、南側は道路、北側は農地となっております。被害防除計画では、北東及び北西の各境界にL型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理し南東側道路側溝へ排水します。雨水は自然流下し南東側道路側溝へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第109号4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（由利）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

68ページをご覧ください。申請地は由利高原鉄道吉沢駅から北西へ約800mに位置します。農地区分は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在実家に居住していますが、結婚して子どもも生まれ、住居が手狭となってきたことから、父所有の申請地を借受け、自己所有の住宅を建築しようとするものです。申請地は現在居住している集落内にあり、市道沿いに位置し利便性が高いこと等により適地として選定されました。

申請地は第1種農地であるため、他に目的を達成できる土地がないか申請地周辺の非農地箇所を含めて検討した結果、地権者との折り合いがつかないことや必要面積が確保できないこと等代替地としての取得が困難であり、当該農地以外に代替する土地が認められずやむを得ず選定したものです。資金計画については全額借入資金です。これは融資の事前審査書類で確認しました。

申請地は、立地基準上は第1種農地に区分されると判断され、原則として許可できませんが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、申請面積が30aを超えませんが、第1種農地で転用目的が「農業生産に関連する施設」以外のものに該当するため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

#### ○議長

議案第109号4番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、伊藤剛推進委員。

#### ○伊藤剛推進委員

去る12月3日午前8時30分より、私と佐藤俊和委員、庶務班の加川主査の3人で現地調査を行いました。

69ページの配置図をご覧ください。申請地の北側、東側、西側は農道及び道路を挟んで農地、南側は宅地となっていました。

被害防除計画では用地造成は行わず、汚水・生活雑排水は合併処理浄化槽を設置し東側既設排水路へ排水します。雨水は自然流下により東側既設排水路へ排水します。また、各方位に境界線から0.6mほどの緩衝地を設けます。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

#### ○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第109号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第109号1番から3番までは、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第109号4番は秋田県農業会議の意見を必要とする議案でありますので、はじめに秋田県農業会議の意見を必要としない議案につきましてお諮りいたします。

議案第109号1番から3番までは、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第109号1番から3番までは、申請が適法と認め、許可することに決定いた

しました。

次に、秋田県農業会議の意見を必要とする議案につきましてお諮りいたします。

議案第109号4番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第109号4番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第110号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

70ページをご覧ください。申請地はJR羽後本荘駅から東へ約300mに位置し、申請地から南へ約50mに自身が経営するクリニックがあります。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は病院を営んでいますが、現在設置している駐車場が区画整理事業用地となったため駐車場の確保が必要なことから、病院の付近にある当該地が適地として選定されました。資金計画については自己資金です。これは残高証明書で確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第110号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番・岡部五一郎委員。

○18番（岡部五一郎委員）

議事109号の現地調査と同日に現地調査を行ってきました。71ページの配置図をご覧ください。申請地は西側が市道に隣接し、北側は水路を挟んで宅地、東側と南側が宅地に囲まれた農地となっております。

被害防除計画では用地造成は行わず、汚水及び生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下し、北側水路へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第110号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第110号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第110号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第110号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第111号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

72ページをご覧ください。申請地は由利本荘市立本荘東中学校から北西に約1km位置します。農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。

転用事業の概要ですが、申請者は現在建設業を営んでいますが、申請地周辺はスーパーや学校などがあり、住宅の需要が高まっている地域であるため、分譲地として完売が見込めることから適地として選定されました。資金計画については全額自己資金です。これは残高証明書で確認しました。他法令の許認可見込みですが、管轄する土地改良区の許可を書面で確認しました。

以上により、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断します。なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がありませんので、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになります。

○議長

議案第111号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番・岡部五一郎委員。

○18番（岡部五一郎委員）

議事109号の現地調査と同日に現地調査を行ってきました。73ページの配置図をご覧ください。申請地は、南側及び東側が市道に隣接し、北側を水路を挟んだ宅地、西側を農地に囲まれた農地となっております。被害防除計画では、北側水路及び西側農地との各境界にL型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理し、東側道路側溝へ排水します。雨水は自然流下し東側道路側溝へ排水します。

以上により、周辺農地にかかる営農条件への支障は問題ないものと確認してきました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第111号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第111号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第111号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第111号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第15、議案第112号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。



○事務局（大内）

（議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、以下のとおり説明する）

74ページをご覧ください。申請地は長期にわたり耕作しておらず、雑木が生い茂り原野化した状態です。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われま

す。よろしく願いいたします。

○議長

議案第112号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、15番・小松幸夫委員。

○15番（小松幸夫委員）

去る12月5日午前9時より、私と佐々木由美推進委員、庶務班の池田主事の3人で現地調査を行ってきました。

事務局から説明のあったとおり、現地は長期にわたり耕作された様子はなく、雑木が生い茂り原野化した状態であることを確認しました。また、申請地の奥に耕地は存在せず、営農への支障もないものと確認してきました。

このため、農地への復元は困難であり、農地法第2条の農地に該当しないものと確認して参りました。

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第112号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【17番手を挙げる】

○議長

17番・佐藤喜勝委員。

○17番（佐藤喜勝委員）

総会で非農地判断した場合には農地所有者に非農地通知が送られると思います。その後、所有者が地目変更登記を行うと思いますが、実際に地目変更登記を行う方は何割ほどに上るものかお聞きします。登記しない場合には実情の耕地面積と登記面積に若干のズレが生じるのではないかと思

○議長

事務局。

○事務局

非農地判断した後どのくらいの方が地目変更登記を行うかという点については、農業委員会としては把握していません。総会で非農地判断をしていただいた場合には、当該土地は速やかに農地台帳から除外して関係者に通知しており、その後に登記がとられたかどうかを照合することができません。おそらくは半数程度の皆さんは登記しているのではないかと思います、確たるものはありません。

○議長

17番いかがですか。

【17番手を挙げる】

○議長

17番・佐藤喜勝委員。

○17番（佐藤喜勝委員）

登記を取らない場合はズレは生じますよね。

○議長

事務局。

○事務局

登記面積のまま農地台帳から削除されますので、地積調査が終わっていないところは若干のズレが出てくるかもしれませんが、地籍調査が終了したところでは確定測量になっていますので、面積に誤差が出ることはないと思います。

○議長

17番いかがですか、他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第112号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第112号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第16、議案第113号「由利本荘市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

別紙で参考資料1と書かれたA4横長の資料をご覧ください。網掛け部分の下に、改正内容と書かれた部分を読みますと、「成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の手続きを整備する」とあります。

成年後見制度とは、認知症や障害によって判断能力が不十分な方を保護し支援する制度ですが、こうした方を資格や職種から一律に排除する法令等があるため、これを改めて、一律排除ではなく個別の審査で適格性を判断することとした法律が本年6月に施行されました。

本市農業委員会が所管する農地利用最適化推進委員の選任に関する規則にも、いわゆる欠格条項が規定されていますので、令和2年の委員改選手続きを行う前に関係する規定を改正するため、今回議案として提出したものです。

具体的には、議案書59ページの新旧対照表をご覧ください。表の左側、現在の規則第3条第2号に「(2) 成年被後見人又は被保佐人でない者」とありますが、これが欠格条項といわれるもので、これを右側の改正後のように削除するとともに、(3) だった項目を(2) にとりょうに号数を一号ずつ繰り上げるよう改正しようとするものです。

よろしく申し上げます。

○議長

議案第113号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第113号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第113号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時14分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長                    佐 藤 系 悦

議事録署名委員                佐 藤 秀 孝

議事録署名委員                小 松 幸 夫